

平成 2 1 年さいたま市議会 9 月定例会提出議案一覧

合計 2 9 件 (予算議案 7 件・決算議案 4 件・条例議案 9 件・一般議案 7 件・道路議案 2 件)

予算議案

- 議案第 1 2 4 号 平成 2 1 年度さいたま市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 1 2 5 号 平成 2 1 年度さいたま市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 1 2 6 号 平成 2 1 年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 2 7 号 平成 2 1 年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 2 8 号 平成 2 1 年度さいたま市用地先行取得事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 2 9 号 平成 2 1 年度さいたま市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 3 0 号 平成 2 1 年度さいたま市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

決算議案

議案第 1 3 1 号 ~ 議案第 1 3 4 号 決算の認定について

(内容)

- ・ 平成 2 0 年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 平成 2 0 年度さいたま市水道事業会計決算の認定について
- ・ 平成 2 0 年度さいたま市病院事業会計決算の認定について
- ・ 平成 2 0 年度さいたま市下水道事業会計決算の認定について

条例議案

議案第 1 3 5 号 さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局改革推進室)

新たな視点による徹底した行財政改革を迅速かつ強力に推進するため、民間人を登用した市長直轄の行財政改革推進本部を設置するもの。

(内容)

- 1 行財政改革推進本部の新設
 - ・ 市長の権限に属する事務を分掌させるため、局相当の組織として行財政改革推進本部を設けるもの。
- 2 分掌事務
 - ・ 行財政改革推進本部に行財政改革に関することその他の事務を分掌させることとするもの。

(施行期日) 平成 2 1 年 1 1 月 1 日

議案第 1 3 6 号 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び当該職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

(内容)

- 1 職員の任期を定めた採用

(1) 特定任期付職員

- ・ 高度の専門的な知識経験等を有する者を、特にその知識経験等を必要とする業務に従事させる場合に、選考により任期を定めて採用することができることとするもの。

(2) その他の任期付職員

- ・ 専門的な知識経験を有する者を必要とする業務に従事させることが公務の能率的運営の確保に必要である場合等に、選考により任期を定めて採用することができることとするもの。

2 特定任期付職員の給与に関する特例

(1) 給料表等

ア 特定任期付職員に適用する給料表

- ・ 特定任期付職員には、次の給料表を適用することとするもの。

号給	給料月額
1	37万6,000円
2	42万6,000円
3	47万9,000円
4	54万5,000円
5	62万2,000円
6	72万8,000円
7	85万2,000円

イ 給料表により難いときの給料月額

- ・ 特別の事情によりアの給料表により難いときの給料月額を、7号給と6号給の給料月額の差額(12万4,000円)を7号給の給料月額に加えた額又は副市長の給料月額とするもの。

ウ 育児短時間勤務職員の給料月額

- ・ 育児短時間勤務の承認を受けた特定任期付職員の給料月額を、ア又はイに定める給料月額に育児短時間勤務に係る勤務時間を通常の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするもの。

(2) 特定任期付職員業績手当

- ・ 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に、その給料月額に相当する額を支給することができることとするもの。

(3) 給与条例の適用除外

- ・ 特定任期付職員に対し、さいたま市職員の給与に関する条例中管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、勤勉手当等に関する規定は、適用しないこととするもの。

(4) 期末手当の増額

- ・ 特定任期付職員に対する期末手当の額に関し、6月に支給する場合は「100分の160」を、12月に支給する場合は「100分の180」を期末手当基礎額に乗じて得た額等とするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第137号 さいたま市土壤汚染対策法関係事務手数料条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境対策課)

土壤汚染対策法の一部改正による汚染土壌処理業の許可制度の新設に伴い、当該事務に係る手数料を新設するもの。

(内容)

- ・ 種類及び額

事務の種類	手数料の額
汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	1件につき 24万円

(施行期日) 土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第138号 さいたま市グリーンニューディール基金条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境総務課)

市における地球温暖化対策及び不法投棄対策等の取組みを推進するため、基金を設置するもの。

(内容)

1 積立て

- ・ 基金として積み立てる額は、国から交付を受ける地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の額とするもの。

2 用途

- ・ 基金は、次に掲げる事業に充当することとするもの。
 - ア 地球温暖化対策の推進に係る事業
 - イ 投棄された廃棄物等の処理の推進に係る事業
 - ウ ポリ塩化ビフェニルが使用されている廃棄物の処理の推進に係る事業

3 処分

- ・ 基金は、2の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとするもの。

4 条例の失効

- (1) この条例は、平成24年3月28日限りで効力を失うこととするもの。
- (2) 基金の残額は、国庫に納付することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第139号 さいたま市心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

心身障害者福祉手当制度の拡充を図るため、支給対象者の拡大その他所要の改正を行うもの。

(内容)

1 支給対象者の拡大

- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害等級が1級又は2級に該当するものを新たに心身障害者に加えるもの。

2 手当の額

- ・ 1に規定する者のうち、障害等級が1級に該当する者に対し月額5,000円を、2級に該当する者に対し月額2,500円を支給する手当の額とするもの。

3 支給制限

- ・ 65歳以上で新たに心身障害者となった者が重度要介護高齢者手当の支給を受ける間については、心身障害者福祉手当の支給をしないこととするもの。

(施行期日) 平成22年1月1日

議案第 1 4 0 号 さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・保健福祉局福祉部年金医療課)

後期高齢者医療制度に加入している心身障害者医療費の受給資格者が、市外の医療機関等で受診した場合の医療費助成金の支給方法の特例を設けるほか規定の整備を行うため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 支給の方法の特例
- ・ 埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である受給資格者が市外の医療機関等で医療を受け、かつ、当該医療機関等から医療に要した費用に係る情報の提供があった場合に、当該受給資格者からの申請を要せず医療費助成金を支給することとするもの。

(施行期日) 平成 2 2 年 1 月 1 日等

議案第 1 4 1 号 さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・市立病院事務局庶務課)

医療法施行令の一部改正により、広告することができる診療科名が見直されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 診療科目の追加
 - ・ 診療科目に「消化器内科」、「新生児内科」及び「救急科」を加えるもの。
- 2 診療科目の変更
 - ・ 診療科目のうち「循環器科」を「循環器内科」に改めるもの。

(施行期日) 平成 2 2 年 1 月 1 日

議案第 1 4 2 号 さいたま市営浦和駅東口駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・都市局都市計画部都市施設課)

二輪自動車及び第 2 種原動機付自転車の駐車利用の開始並びに定期駐車券の導入に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 二輪自動車及び第 2 種原動機付自転車の駐車利用の開始
 - ・ 二輪自動車及び第 2 種原動機付自転車の駐車利用を可能とするとともに、当該二輪自動車及び第 2 種原動機付自転車に係る利用料金を新たに規定するもの。

区分	単位	金額
基本利用料金	3 0 分につき 1 台	5 0 円
超過利用料金	超過時間 3 0 分につき 1 台	5 0 円
夜間利用料金	午後 1 0 時から翌日午前 8 時までにつき 1 台	5 0 0 円

- 2 定期駐車券の導入

- ・ 利用者サービスの向上を図るため、定期駐車券の発行を可能とするもの。

種類	金額 (1 台につき 1 月)
全日定期駐車券	2 万円

平日定期駐車券	1万3,000円
---------	----------

(施行期日) 平成21年12月1日(1については、平成22年4月1日)

議案第143号 さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・消防局総務部消防総務課)

消防法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している消防法「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改めるもの。

(施行期日) 平成21年10月30日

一般議案

議案第144号 財産の取得について(消防団消防ポンプ自動車)
(所管課所・消防局総務部施設課)

消防団の消防ポンプ自動車を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるもの。

(内容)

- 1 物件の表示
消防団消防ポンプ自動車 8台
- 2 取得先
埼玉消防機械株式会社中央営業所
- 3 取得額
1億962万円

議案第145号 財産の取得について(小型水槽付消防ポンプ自動車)
(所管課所・消防局総務部施設課)

消防署及び出張所の小型水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるもの。

(内容)

- 1 物件の表示
小型水槽付消防ポンプ自動車 5台
- 2 取得先
株式会社モリタ東京営業部
- 3 取得額
1億7,220万円

議案第146号 財産の取得について(災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車(38m級))
(所管課所・消防局総務部施設課)

大規模災害等による消火活動等に対応するための災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

3条の規定により議決を求めるもの。

(内容)

- 1 物件の表示
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車(38m級) 1台
- 2 取得先
株式会社モリタテクノス東日本営業部
- 3 取得額
1億7,062万5,000円

議案第147号 財産の取得について(救助工作車(型))

(所管課所・消防局総務部施設課)

レスキュー隊が搭乗し、あらゆる救助事案に対応できる救助資機材を積載した救助工作車を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるもの。

(内容)

- 1 物件の表示
救助工作車(型) 1台
- 2 取得先
埼玉消防機械株式会社中央営業所
- 3 取得額
9,397万5,000円

議案第148号 訴えの提起について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる納入指導及び支払催告等にも応じない者に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるもの。

(内容)

- 1 請求の趣旨
 - ・ 相手方に対し、市営住宅の明渡し、滞納家賃等の支払及び訴訟費用の負担を求める。
- 2 訴訟遂行の方針
 - (1) 滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
 - (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第149号 訴えの提起について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる納入指導及び支払催告等にも応じない者に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、市営住宅の明渡し、滞納家賃等の支払及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第150号 町の区域を変更することについて

(所管課所・市民局市民部市民総務課)

農地等高度利用促進事業(指扇北土地改良区)の工事の完了に伴い、整備された道路境界等に合わせて町の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求めるもの。

道路議案

議案第151号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	2 路線	
開発	6 路線	計 8 路線

議案第152号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	2 路線	
開発	1 路線	計 3 路線